

# 横浜商科大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 横浜商科大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

建学の精神を寄附行為第 3 条に法人の目的として具体的に反映し、学則第 1 条に大学の目的を具体的かつ明確に定めている。教育目的を達成するための教育方針を、学則第 1 条第 2 項に四つのポイントとして簡潔に定めている。建学の精神を大学の目的、教育方針及び学科の教育目標に反映させ、個性特色を明示している。社会情勢の変化や大学の現況を踏まえ、平成 29(2017)年度に建学の精神の定義を改め、その後も大学像を見直すなど、変化への対応をしている。理事長、学長、常務理事をはじめ、学部長や事務局長などの教職員で構成される自己点検・評価会議にて中長期計画の策定を行い、教職員から意見を聴取し反映させている。建学の精神、使命・目的は大学ウェブサイトに掲載され、教職員には全学集会で説明を行っているほか、学生には学生便覧に明示し、学内外への周知を行っている。使命・目的を達成するために 1 学部 3 学科のほか、総合教養センター等の教育研究に関わる機関を組織している。

#### 「基準 2. 学生」について

教育目的及び教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め大学ウェブサイトなどで公表している。公正かつ妥当な方法により入試を実施している。学生の学修状況が学関係システムを通じて教職員間で共有されることによって、教職協働による学生への学修支援体制が整備されている。正課内外において包括的なキャリア教育と就職・進学に対する支援が行われている。学生の健康面や精神面での包括的支援を保健室・学生相談室が行っている。校地、校舎等の学修環境が整備されており、アクティブ・ラーニング教室やラーニング・コモンズの設置など、学生の自由な学修と活動エリアの充実が図られ、快適な学修環境を整備している。学生生活に関する学生の意見・要望については、「学生教育懇談会議」を通じて、直接くみ上げるシステムが適切に整備されており、改善に反映させている。

#### 〈優れた点〉

○初年次科目に上級学生による SA を配置することによって、初年次学生の学修支援及び学修意欲の向上に寄与している点は評価できる。

#### 「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」を理解

し、所定の卒業要件を満たした学生に、学位を授与することとしているが、学科ごとに定めることが望まれる。成績評価の基準が学則にて設定されており、学生便覧にも掲載されている。シラバスなどにおいて、授業計画や成績評価基準を全ての科目で示し、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえ策定し、学生便覧や大学ウェブサイト等で周知している。実効型ビジネス教育を実践するため、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している。また、教授方法の改善を進めるために、常任理事会のもとにFD・SD委員会を設置し、運用している。教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが機能している。

#### 〈優れた点〉

- シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準並びにディプロマ・ポリシーとの関連が全ての科目で示され、運用している点は評価できる。
- カリキュラムがディプロマ・ポリシーを達成する目的で作成されていることが明白に理解できる構造となっている点は評価できる。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップを確立する体制を、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」等の諸規則に基づき整備し、それぞれの役割についても関係規則にて適切に示している。学長のもとに各専門部会長などを配し、諸規則により権限を適切に規定することで教学マネジメントを機能させている。大学運営会議には、教学系事務部門の各事務部長が出席するなど、大学運営及び法人運営を円滑に遂行する事務体制を整えている。常任理事会のもとで教育内容・方法等の改善の工夫に応じたFD(Faculty Development)研修のテーマ設定などを行う体制が整備されており、教育効果の向上に資するよう配慮している。全ての専任教員に個人研究室を配し、必要な設備を整えることで、適切な研究環境を整備している。研究倫理の確立のため、各種規則を整備するとともに、講習会などを実施している。専任教員に個人研究費を配当するとともに、採択型の「研究助成金」「出版助成金」を配当するなど、研究活動への資源の配分を行っている。

設置基準に基づく専任教員数が不足しているため、早急に体制を整備するよう改善を要する。

大学は、この改善を要する点の指摘を受けて、令和7(2025)年1月25日に開催された第9回理事会において授業を担当させる特任教育職員1人を採用し、任期を令和8(2026)年3月31日までと決定した。これらの結果を3月3日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できた。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

各種規則において、教職員に責任ある行動を求めることを規定し、法令遵守に取り組んでいる。法人の意思決定機関である理事会のほか、理事長、常勤の理事等で構成される常任理事会を原則隔週で開催し、理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議しており、迅速かつ適切な意思決定を行っている。しかしながら、理事会及び評議員会の意思決定・意

見聴取の手順について、私立学校法や寄附行為にのっとりた手続きをするよう改善が必要である。監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行状況について確認しているが、監査方針及び監査計画を毎年作成するとともに、監事の職務の支援体制の強化が望まれる。

中長期計画をもとに単年度の予算編成方針を策定し、中長期計画の重要指標である基本金組入前当年度収支差額がプラスになるよう予算編成を行うなど、計画的な財務運営を行っている。会計処理担当者の各種研修への参加を義務付けるとともに、学内で会計基準に関する勉強会を実施する等により、学校法人会計基準及び会計諸規則にのっとりて会計処理を適正に実施している。監査法人による会計監査は、監査実施計画に基づき実施され、必要に応じて監事が立会って意見を述べるなど、厳正に実施している。

### 「基準6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会を組織し、委員会内に「中長期計画検証運営部会」「経営検証運営部会」「教学検証運営部会（内部質保証推進委員会）」を設置し、自己点検・評価を実施している。内部質保証の基本方針を明示し、学長のもとに教学に関する内部質保証を推進する体制を整備している。IR委員会を設置し、現状把握のため「入学時アンケート調査」「卒業時アンケート」などの各種調査・データの収集を行っている。

中長期計画に基づいて策定される各年度の事業計画に対応する事業報告を、自己点検・評価委員会で点検・評価し、次年度の改善事項に反映させている。内部質保証の機能性に関しては、教育課程レベル、授業科目レベルにおいてその機能性の向上に取り組んでいる。

一方で専任教員数が設置基準を下回っていること、理事会及び評議員会の意思決定・意見聴取のプロセスが寄附行為にのっとりていないことなど、法人運営に係る内部質保証の機能性を向上させることが求められる。

総じて、大学は小規模大学の特性を生かし、学生と建学の精神を共有するとともに、地域に根差した教育研究活動を展開しながら、学部収容定員増や大学院修士課程設置などに取り組んでいる。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学内禁煙などによる健康経営の推進
2. 高大連携事業（横浜学園高等学校、栃木県立那須高等学校）
3. 松本記念文庫

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

#### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

建学の精神を寄附行為第 3 条に法人の目的として具体的に反映し、学則第 1 条に大学の目的を具体的に明確に定めている。教育目的を達成するための教育方針を、学則第 1 条第 2 項に四つのポイントとして簡潔に定めている。建学の精神を大学の目的、教育方針、学科の教育目標に反映させ、個性・特色を明示している。社会情勢の変化や大学の現況を踏まえ、平成 29(2017)年には建学の精神の定義を改めるなど、その後も大学像を見直すなど、変化への対応をしている。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長、学長、常務理事をはじめ、学部長や事務局長などの教職員で構成される自己点検・評価会議にて中長期計画の策定を行い、教職員から意見を聴取し反映させている。

建学の精神、使命・目的は大学ウェブサイトに掲載され、教職員には全学集会で説明を行っているほか、学生には学生便覧に明示し、学生オリエンテーションで周知するなど、学内外への周知を行っている。5 年ごとの中長期計画の策定時に、建学の精神の定義の改定や、目指すべき大学像を見直している。建学の精神、教育目的等をディプロマ・ポリシーに反映させ、身に付けるべき資質・能力を定めている。

使命・目的を達成するために 1 学部 3 学科のほか、総合教養センター等の教育研究に関わる機関を組織している。

## 基準 2. 学生

### 【評価】

基準 2 を満たしている。

### 2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

教育目的及び教育方針を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内をはじめ大学ウェブサイトや学生募集要項で公表しているほか、オープンキャンパスや進学説明会などにおいて、受験生やその保護者、高校の進路担当者などに周知している。

アドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を行っており、入試問題の作成は、教員による「作問委員会」によってアドミッション・ポリシーを踏まえた問題作成を行っているほか、面接試験においては、各入試に合わせたルーブリック評価を用いるなど、公正かつ妥当な方法により入試を実施している。

入学定員が未充足となっている学科があるものの、大学全体では収容定員に沿って適切に在籍学生を確保している。

### 〈参考意見〉

○学則で学科ごとに教育目標を定めていることから、学科ごとのアドミッション・ポリシーを定めることが望まれる。

### 2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

「商大 web 情報システム」という教学関係システムを通じて学生の学修状況を教職員間で共有するなど、教職協働による学生への学修支援体制を整備している。

初年次教育において、上級学生による SA(Student Assistant)を各授業に配置することによって、教員の教育活動の支援を適切に行っている。オフィスアワー制度を全学的に実

施し、複数の手段で学生が確認できるよう周知されている。障がいのある学生に対しては、「障害学生支援室」に専任教員と専門のコーディネーターを配置し、合理的配慮に努めている。

中途退学、休学、留年などに対する対応策としては、SA の存在が初年次の中退防止対策として一定の役割を果たしているほか、上級学生に対しては「修学相談会」を実施し、学生及び保証人への参加呼びかけによる中途退学・留年対策を実施している。

#### 〈優れた点〉

○初年次科目に上級学生による SA を配置することによって、初年次学生の学修支援及び学修意欲の向上に寄与している点は評価できる。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

正課内外において包括的なキャリア教育と就職・進学に対する教育・支援が行われており、正課内におけるキャリア教育は、「キャリアデザイン 1」から「キャリアデザイン 4」を必修科目として設置し、卒業後の進路選択の準備から実際の進路選択に向けた活動に及ぶ教育実践が行われている。正課外においてはキャリアセンターが実施する「キャリアガイダンス」や個別相談会により、学生の自己理解や企業理解を深めているほか、インターンシップや学内合同企業研究会、各種就職対策講座、資格取得支援など、授業との関連性をもたせた支援体制及び相談・助言体制が整備され、適切に運営されている。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生支援専門部会及び学生総合支援部学生支援課を設置して、課外活動・奨学金・保健指導の支援のほか、厚生補導に関する業務を適切に実施している。

学生の健康面や精神面での包括的支援を保健室と学生相談室に設置している健康支援部が行っている。学生相談室には、非常勤カウンセラーが常駐しているほか、「障害学生支援室」を設置し、精神健康福祉士を配置するなど、学生サービスを適切に行っている。

### 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価】**

基準項目 2-5 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的の達成のため、管理本部総務部管財課の管理・運営のもとで校地、校舎等の学修環境が整備されており、アクティブ・ラーニング教室やラーニング・コモンズの設置など、学生の自由な学修と活動エリアの充実が図られ、快適な学修環境を整備している。

図書館については、商学系の専門資料を中心として十分な学術情報資料を確保しており、利用者アンケートに基づいて開館時間を適切に設定しているほか、無線 LAN 環境の整った閲覧室やグループ学習室が整備されている。ICT（情報通信技術）環境については、学内ネットワークシステムが導入され無線 LAN 環境が整っている。

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるように適切な人数が維持されており、履修者数が多い場合の対応策も整備されている。

**〈参考意見〉**

○バリアフリー対応は 3 号館のみであり、車椅子利用者など、多様な学生の受入れや学びの保証につながるよう全ての施設・設備の利便性の向上が望まれる。

**2-6. 学生の意見・要望への対応**

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**〈理由〉**

「授業評価アンケート」「全学悉皆調査」「教育懇談会議」などを利用して、学修支援と学生生活について学生から意見や要望をくみ上げるシステムが適切に整備されている。

学生生活に関する学生の意見・要望については、教員が学生との面談を通じて把握し、面談記録を教職員が共有できるシステムが整備されている。学生の心身面については、各学期に実施する「学生悉皆調査」を通じて広く情報を収集し、学生の状況により保健室や学生相談室が対応している。

学修環境に関しては、令和 5(2023)年度より実施している「学生教育懇談会議」を通じ

て、施設・設備等に対する学生の意見を直接くみ上げるシステムが適切に整備されており、施設・設備の改善に反映させている。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーは、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神である「安んじて事を托さるる人となれ」を理解し、所定の卒業要件を満たした学生に、学位を授与することを定め、基本方針としている。学生に対しては学生便覧などへの掲載により周知するとともに、大学ウェブサイトで公表して学内外に周知している。

成績評価基準が学則にて規定されており、学生便覧でも周知されている。「横浜商科大学履修規程」にて、単位認定、成績評価の公平性のための工夫として GPA(Grade Point Average)の活用を規定している。また、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定している。シラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目で示されており、周知の上、厳正に適用している。

#### 〈優れた点〉

- シラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準並びにディプロマ・ポリシーとの関連が全ての科目で示され、運用している点は評価できる。

#### 〈参考意見〉

- 学則で学科ごとの教育目標を定めていることから、学科ごとにディプロマ・ポリシーを定めることが望まれる。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧や大学ウェブサイト等で周知している。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。シラバスは、「シラバス作成の手引き」「シラバス作成チェックリスト」に沿って策定し、記載項目は定期的に「教務専門部会」で見直しを行っている。また、履修登録可能な単位数の上限を設定するなど、単位制度の実質化を保つための工夫を行っている。教養教育を「総合教養教育」と位置付け、多様な教養系の科目を用意し、基幹組織として「総合教養センター」が設置されており、効果的に展開している。実効型ビジネス教育を実践するため、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に推進している。また、教授方法の改善を進めるために、常任理事会のもとに「FD・SD委員会」を設置し、運用している。

〈優れた点〉

○カリキュラムがディプロマ・ポリシーを達成する目的で作成されていることが明白に理解できる構造となっている点は評価できる。

〈参考意見〉

○学則で学科ごとの教育目標を定めていることから、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めることが望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果については、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生へのアンケート調査によって点検・評価している。また、授業評価アンケートのほかに、入学時・卒業時アンケート、就職先企業へのアンケートなどを通じて、点検・評価している。

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックが機能している。

#### 基準 4. 教員・職員

##### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

学長がリーダーシップを確立する体制を、「学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則」等の諸規則に基づき整備し、それぞれの役割についても関係規則にて適切に示している。

学長のもとに各専門部会長などを配し、諸規則により権限を適切に規定することで教学マネジメントを機能させている。

大学運営会議には、教学系事務部門の各事務部長が出席するとともに、事務局においては教学部門の長である学務本部長と管理系部門の長である管理本部長を事務局長が統括するなど、大学運営及び法人運営を円滑に遂行する事務体制を整えている。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

常任理事会のもとで、教育内容・方法等の改善の工夫に応じた FD 研修のテーマ設定などを行う体制を整備しており、教育効果の向上に資するよう配慮している。教員採用に関して、カリキュラム改訂や教育課程の変更を見据えた採用・確保の検討が進められている。

しかしながら、設置基準で定める大学全体の必要教員数が不足しており適正な教員の確保・配置が行われていないため、早急な対応の必要がある。

大学は、以下の改善を要する点の指摘を受けて、令和 7(2025)年 1 月 25 日に開催された

第9回理事会において授業を担当させる特任教育職員1人を採用し、任期を令和8(2026)年3月31日までと決定した。これらの結果を3月3日に開催した日本高等教育評価機構の大学評価判定委員会に提出した。同委員会においてこの指摘については改善されたことが確認できたが、以下の改善を要する点については、3年以内に改善報告書の提出を求める。

〈改善を要する点〉

○設置基準に基づく専任教員数が大学全体で1人不足しているため、早急に充足するよう改善を要する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目4-3を満たしている。

〈理由〉

「横浜商科大学事務職員研修に関する規則」「学校法人横浜商科大学事務職員研修規程」を定め、「職場内研修」「職場外研修」「外部団体研修」「自己啓発研修」と研修を区分して実施し、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

オンデマンド型の研修システムの導入により、職員がさまざまな研修を受講できるよう配慮している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目4-4を満たしている。

〈理由〉

全ての専任教員に個人研究室を配し、必要な設備を整えることで、適切な研究環境を整備している。

「横浜商科大学における研究者の倫理綱領」「横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を整備するとともに、講習会などを実施し、研究倫理の確立に努めている。

専任教員に個人研究費を配当するとともに、採択型の「研究助成金」「出版助成金」を配当するなど、研究活動への資源の配分を行っている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

「学校法人横浜商科大学就業規則」「学校法人横浜商科大学公益通報などに関する規則」「学校法人横浜商科大学個人情報保護規程」「学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」などを定め、教職員に責任ある行動を求め、法令遵守に取り組んでいる。

使命・目的を達成するために、平成 29(2017)年度から平成 38(2026)年度の 10 年計画を策定し、それに基づき 5 か年の前期計画を策定し、その振返りをもとに次期 5 か年の後期計画を策定するなど、その達成のために努力している。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の意思決定機関である理事会を年 10 回ほど開催しているものの、法人の中長期計画については、理事会の決議を得ていないため対応が必要である。理事長、常勤の理事等で構成される常任理事会を原則隔週で開催し、理事会に諮る議案の整理や法人の諸問題を協議しており、迅速な意思決定を行っている。

理事は寄附行為の定めに従って選任しており、理事の理事会への出席率は高い。

#### 〈改善を要する点〉

○法人に関する中長期計画について、評議員会で審議後に理事会を開催しているものの決議を得ていないことは改善を要する。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

**【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

**〈理由〉**

理事長、常任理事、学長を構成員とする常任理事会を開催し、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境及び教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。

評議員の選任方法は、寄附行為に基づき適切に行っているものの、評議員会への諮問事項及び報告すべき事項については一部対応が必要な点がある。

監事は理事会、評議員会に出席し、学校法人の業務、財産及び理事の業務執行状況について確認するとともに、監査計画に基づく監査を行い監査報告書を理事会、評議員会に提出している。

**〈改善を要する点〉**

○私立学校法第 46 条、寄附行為第 34 条第 2 項に定められた事項について、理事会で議決した決算及び事業の実績の報告について、評議員会に報告し、意見を求めていることは改善を要する。

**〈参考意見〉**

○監査方針及び監査計画を毎年度作成するとともに、監事の職務の支援体制の強化が望まれる。

**5-4. 財務基盤と収支**

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

**〈理由〉**

中長期計画をもとに単年度の予算編成方針を策定し、中長期計画の重要指標である基本金組入前当年度収支差額がプラスになるよう予算編成を行うなど、計画的な財務運営を行っている。

中長期計画にのっとり、経年で基本金組入前当年度収支差額のプラスを維持するとともに、将来計画で必要とされる資金を積立てるなど、収支バランスの確保に努めている。

**5-5. 会計**

- 5-5-① 会計処理の適正な実施

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

### 〈理由〉

会計処理担当者の各種研修への参加を義務付けるとともに、学内で会計基準に関する勉強会を実施するなど、学校法人会計基準及び「学校法人横浜商科大学経理規程」の会計諸規則にのっとり会計処理を適正に実施している。

監査法人による会計監査は、監査実施計画に基づき実施され、必要に応じて監事が立会って意見を述べるなど、厳正に実施している。

## 基準 6. 内部質保証

### 【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

### 〈理由〉

「学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程」を定め、自己点検・評価委員会を組織し、委員会内に「中長期計画検証運営部会」「経営検証運営部会」「教学検証運営部会（内部質保証推進委員会）」を設置し、自己点検・評価を実施している。

「横浜商科大学教学マネジメントに関する基本方針及び実施体制」を整備し、内部質保証の基本方針を明示し、学長のもとに教学に関する内部質保証を推進する体制を整備している。

### 〈参考意見〉

○法人運営における内部質保証のための恒常的な組織体制を整備することが望まれる。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長、常務理事、大学運営会議の構成員などで構成される自己点検・評価委員会が4年以内ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を大学ウェブサイトにて学内外に公表している。

「横浜商科大学 IR 活動の推進に関する要領」を定め、IR 委員会を設置し、現状把握のため「入学時アンケート調査」「卒業時アンケート」などの各種調査・データの収集を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき実施された教育研究活動を、毎年度自己点検・評価を実施している。5か年の中長期計画に基づいて策定される各年度の事業計画に対応する事業報告を、自己点検・評価委員会で点検・評価し、次年度の改善事項に反映させている。内部質保証の機能性に関しては、一部に改善が必要な事項はあるものの、教育課程レベル、授業科目レベルにおいて、令和5(2023)年度春学期より教員、学生が共に科目ごとの学修成果を確認できるシステムを導入し、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を向上させる取組みをしている。

〈改善を要する点〉

○教員数が設置基準を下回っていること、また、その改善に向けた取組みが十分に行われていないことから、内部質保証の機能性が十分とはいえないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

A-1. 地域貢献への参加を通じ教育に役立つ活動

A-1-① 建学の精神、大学の使命・目的に基づく地域社会への貢献

A-1-② 教育活動の一環としての貢献活動

A-2. 地域の発展に資する地域貢献活動

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取り組み

A-2-② 地域貢献への体制整備

### 【概評】

大学の建学の精神及び教育方針に基づき、平成 6(1994)年に産官学の連携を図る目的で「地域産業研究所」を設立し、「人や知識情報の集積や交流を創出する MICE ビジネスに従事する中核人材」の地域社会への貢献を目的として教材を作成し、令和 4(2022)年 9 月 30 日までオンラインで配信した。また、『ちむどんどん』横浜鶴見プロジェクト実行委員会」と協力し、官民学の協働によって鶴見区の地域活性化を推進するための諸事業を企画・展開している。横浜市鶴見区と「包括連携協定」、株式会社横浜フリエスポーツクラブと「スポーツ関連産業人材育成における連携に関する協定」、湘南信用金庫と「産学連携に関する協定」や、大口通商街協同組合と「商店街活性化と地域振興における連携協定」を締結するなど、地域社会への貢献に寄与している。教育活動の一環としての貢献活動としては、「野毛まちなかキャンパス」「中華街まちなかキャンパス」や、県内にキャンパスがある 8 大学と NPO 法人アクションポート横浜が連携している協働プログラム「NPO インターンシップ」を単位が修得できる授業として実施している。

横浜市鶴見区との包括連携協定締結により、(1)まちづくり・観光ピーアール等(2)子供・青少年育成支援(3)防災関連事業(4)学外者への図書館資料貸出サービスを実施している。また、大口通商店街との連携、株式会社横浜フリエスポーツクラブとの連携、産学連携による官公庁が実施している観光産業の中核人材育成・強化事業、大学公開講座、学術・地域連携部主催講演会、飯山幼稚園との防災避難協定、生麦中学校ブロック罹災者支援ネットワーク、地域貢献協働事業助成制度、小学生児童の大学見学、神奈川産学チャレンジプログラムへの参加、野毛大道芸など、多数の大学が持っている物的・人的資源を活用した多様な取り組みを行っている。今後の更なる成果に期待したい。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 学内禁煙などによる健康経営の推進

本学では改正健康増進法の全面施行に合わせ、令和 2（2020）年 4 月に学長より学内禁煙の宣言のもと卒煙プロジェクト委員会が設置され、啓蒙キャンペーンを実施するなど段階的な禁煙強化に取り組んだ。具体的には従来の喫煙所を廃止し、代わりに屋外に卒煙スペースを設けて対応した。[資料 V-1 卒煙に向けた提案書]

さらに、令和 3（2021）年 4 月からは敷地内の全面禁煙を宣言し、卒煙スペースも廃止し、完全な禁煙に踏み込んだ。同時に、喫煙者がキャンパス（敷地）外で喫煙する機会が増え、ポイ捨て等のマナー違反等を避けるため、周辺地域での卒煙指導を行い、鶴見区役所とも共同で卒煙キャンペーンを展開した。喫煙の害を繰り返し説明することで、一定の効果は確認できたものの、喫煙学生数は一進一退の状況にあるため、今後に向けた検討を進めている。[資料 V2 卒煙パンフレット]

健康診断結果に基づく運動習慣の奨励、ストレスチェックの実施などにより教職員の健康増進に積極的に取り組んだ。その結果、令和 3（2021）年 9 月には「健康経営宣言」を制定するに至った。また、令和 4（2022）年には横浜市より 3 年間の「健康経営認証クラス AA」を取得、令和 6（2024）年 2 月にはさらに 3 年間のクラス AA 認証を取得している。認証取得の際には横浜市から「高血圧、高血糖、脂質異常の生活習慣病の割合を健康課題ととらえ、健康に配慮した食事への金銭補助」などが評価された。禁煙導入時には学生・教職員の喫煙者比率は 10%強であったが、急速に低下していると推計される。[資料 V-3 横浜健康経営認証 認証通知書]

### 2. 高大連携事業（横浜学園高等学校、栃木県立那須高等学校）

本学では、令和 2（2020）年度から横浜学園高等学校、令和 5（2023）年度から栃木県立那須高等学校と高大連携協定を結び、本学教員による出前授業を実施している。この事業では、高校における専門的な学びの機会を提供するとともに、生徒が本学への志願者や出願者につながることを目的に、継続して実施していくことを考えている。

横浜学園では、SDGs をテーマに横浜市や企業の取り組みを紹介し、生徒はグループワークをおして意見を交わし、考えをまとめ発表し、自分ごととして考える機会として 2 日間の授業を実施している。那須高校では、講義とグループワークを組み合わせ全 4 回、観光ビジネスをテーマに授業を実施している。第 1 回目の講義で観光についての基礎知識を説明し、第 2 回は観光資源を出し合うグループワーク、第 3 回は実際に観光資源を調べるフィールドワーク、4 回目に那須の魅力を紹介する発表会という構成で実施している。

### 3. 松本記念文庫

昭和 62（1987）年 9 月に開設した「松本記念文庫」とは、国内外の社史、経営史を中心に収集したコレクションである。発足当初は洋書のみを収集対象としていたが、現在は更なる充実を目指して国内の社史まで対象を広げて収集を続けている。令和 5（2023）年度時点での収録数は 7,568 冊。内訳は、和書 4,142 冊、洋書 3,392 冊、視聴覚資料 34 点となっている。これらの資料は、商学の発展のため、学内外の研究者の利用に供している。